

全教委連第15号
令和2年4月14日

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
理事長 土肥 一史 様

全国都道府県教育長協議会
会長 藤田 裕 司

「授業目的公衆送信補償金制度」の額の認可に対する意見について

令和2年4月以降も、多くの学校では、新型コロナウイルス感染症による臨時休業が続いており、子供たちの学びの保障のため、国をはじめ各教育委員会、各学校では、ICTを活用して学習指導ができるよう環境整備を進めています。

このような状況の中、貴協会から、教育機関において著作物を円滑に利用できるよう、令和2年度に限った緊急的かつ特例的な対応として、「授業目的公衆送信補償金制度」施行のための補償金額を無償とする文化庁への認可申請を行うに当たり、改正著作権法第104条の13第3項に基づき当会へ意見照会があったことから、下記のとおり意見を申し上げます。

記

- 1 「授業目的公衆送信補償金制度」（著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）の補償金額を無償として施行することは、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等において、ICTを活用した指導体制の構築を進めている各教育委員会、各学校の実務の軽減に寄与するため、異議はございません。
- 2 今回の「授業目的公衆送信補償金制度」の施行に当たっては、教育現場が十分に理解できるよう、各教育委員会及び各学校に対して丁寧な説明をお願いしたい。
- 3 令和3年度以降に想定されている、有償の補償金による本格的な運用開始に当たっての教育機関の設置を代表する団体への意見照会は、補償金額の根拠を明確に示した上で、意見照会の期間を十分に確保していただきたい。
また、「授業目的公衆送信補償金制度」を利用する学校の設置者は、補償金

の予算を確保する必要があるため、補償金額の提示は予算の事務作業に間に合うようにお願いしたい。